

w5108P-00

売上  
No.1\*

# 合格革命

2024 年度版

# 行政書士

40字記述式  
・多肢選択式 問題集

行政書士試験研究会

多肢選択式の予想問題も収録！



基礎編

条文・判例を確認

応用編

事例形式の  
オリジナル問題

2段階で  
記述式対策は  
万全！

赤シート付き

早稲田経営出版  
TAC PUBLISHING Group

W セミナー

### 本書における法令基準日および法改正情報

本書は、令和6年1月12日現在の施行法令および令和6年1月12日現在において令和6年4月1日までに施行されることが確定している法令に基づいて作成しております。

なお、本書刊行後、令和6年4月1日施行の改正法令が成立、または判例変更があった場合は、下記ホームページの早稲田経営出版・行政書士「法改正情報」コーナーに、法改正情報を適宜掲載いたします。

TAC出版書籍販売サイト・サイバーブックストア

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

# はじめに

平成18年度以降の行政書士試験では、択一式に加えて記述式が出題され、300点中60点（20点×3問）という高い配点を占めています。驚くべきことに、これは5肢択一式の15問分に相当する点数です。このことからすれば、記述式の攻略なくして行政書士試験に合格することは、極めて困難といえるでしょう。

しかし、記述式は独学では対策がしづらいため、毎年のように受験生の悩みの種とされ、記述式で涙をのむ受験生を多く見てきました。そこで、私ども行政書士試験研究会では、受験生のみなさんに独学でしかも効率的な記述式対策をしていただくため、今までにない「革命的」なスタイルの記述式問題集を開発いたしました。それが、この『合格革命 行政書士 40字記述式・多肢選択式問題集』です。

本書は、条文・判例の穴埋め問題で記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく〈基礎編〉から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している〈応用編〉へと進むようになっていますので、初学者の人でも無理なく記述式対策を進めることができます。また、私ども行政書士試験研究会では、本試験の傾向を徹底的に分析し、今年度出題が予想される問題ばかりを出題していますので、毎年のようにズバリ的中を出しておらず、その的中率も「革命的」なものとなっています。

さらに、多肢選択式を苦手とする受験生にも配慮し、多肢選択式の予想問題も多数掲載していますので、この1冊で記述式対策のみならず多肢選択式対策もすることができます。

本書は、受験生のみなさんが苦手とする記述式や多肢選択式を得点源に変え、「合格革命」を成功に導く秘密兵器となることでしょう。

2024年1月

行政書士試験研究会

# 目 次

本書の特長と使い方	8
合格革命シリーズの紹介と合格への道のり	12
出題論点一覧	14
記述式Q & Aコーナー～受験生の疑問を解消！～	18

## 第1部 基礎編

第1章 憲 法 条文チェック	24
判例チェック	28
第2章 行政法 条文チェック	37
判例チェック	48
第3章 民 法 条文チェック	52
判例チェック	80

## 第2部 応用編

A B C …重要度

### 第1章 記述式

#### ● 第1節 行政法

問題1	行政法の一般的な法理論（行政行為）	B	84
問題2	行政法の一般的な法理論（行政上の強制執行）	A	86
問題3	行政法の一般的な法理論（行政罰）	A	88
問題4	行政手続法（申請に対する処分）	A	90
問題5	行政手続法（不利益処分）	A	92
問題6	行政手続法（行政指導）	A	94
問題7	行政手続法（意見公募手続）	B	96
問題8	行政不服審査法（審査請求の要件）	A	98
問題9	行政不服審査法（審査請求の審理手続）	B	100
問題10	行政事件訴訟法（取消訴訟の訴訟要件）	A	102
問題11	行政事件訴訟法（取消訴訟の審理）	A	104
問題12	行政事件訴訟法（取消訴訟の判決）	B	106

<b>問題13</b>	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）	A	108
<b>問題14</b>	行政事件訴訟法（不作為の違法確認訴訟）	B	110
<b>問題15</b>	行政事件訴訟法（差止め訴訟）	A	112
<b>問題16</b>	行政事件訴訟法（執行停止）	A	114
<b>問題17</b>	行政事件訴訟法（仮の差止め）	A	116
<b>問題18</b>	行政事件訴訟法（教示）	B	118
<b>問題19</b>	国家賠償法（1条）	C	120
<b>問題20</b>	地方自治法（住民の権利）	A	122

## ● 第2節 民 法

<b>問題1</b>	総則（行為能力）	A	124
<b>問題2</b>	総則（行為能力）	A	126
<b>問題3</b>	総則（意思表示）	A	128
<b>問題4</b>	総則（意思表示）	A	130
<b>問題5</b>	総則（代理）	A	132
<b>問題6</b>	総則（代理）	A	134
<b>問題7</b>	総則（時効）	A	136
<b>問題8</b>	総則（時効）	B	138
<b>問題9</b>	物権（動産物権変動）	B	140
<b>問題10</b>	物権（占有権）	A	142
<b>問題11</b>	物権（占有権）	A	144
<b>問題12</b>	物権（所有権の取得）	B	146
<b>問題13</b>	物権（共有）	A	148
<b>問題14</b>	物権（留置権）	A	150
<b>問題15</b>	物権（質権）	C	152
<b>問題16</b>	物権（抵当権）	A	154
<b>問題17</b>	債権（種類債権）	B	156
<b>問題18</b>	債権（債務不履行）	A	158
<b>問題19</b>	債権（債権者代位権）	A	160
<b>問題20</b>	債権（詐害行為取消権）	A	162

問題21	債権（連帯債務）	A	164
問題22	債権（保証債務）	B	166
問題23	債権（弁済）	B	168
問題24	債権（弁済）	A	170
問題25	債権（相殺）	B	172
問題26	債権（相殺）	A	174
問題27	債権（契約の解除）	A	176
問題28	債権（売買契約）	A	178
問題29	債権（売買契約）	A	180
問題30	債権（賃貸借契約）	B	182
問題31	債権（請負契約）	A	184
問題32	債権（委任契約）	B	186
問題33	債権（事務管理）	B	188
問題34	債権（不当利得）	B	190
問題35	債権（不法行為）	A	192
問題36	債権（不法行為）	A	194
問題37	債権（不法行為）	A	196
問題38	債権（不法行為）	B	198
問題39	親族（婚姻）	C	200
問題40	相続（遺言）	C	202

## 第2章 多肢選択式

---

### ● 第1節 憲 法

問題1	人権（法人の人権）	A	204
問題2	人権（外国人の人権）	A	206
問題3	人権（法の下の平等）	A	208
問題4	人権（思想及び良心の自由）	B	210
問題5	人権（信教の自由）	A	212
問題6	人権（職業選択の自由）	A	214

<b>問題7</b>	人権（人身の自由）	B	.....	216
<b>問題8</b>	人権（生存権）	B	.....	218
<b>問題9</b>	統治（国会）	B	.....	220
<b>問題10</b>	統治（裁判所）	A	.....	222

## ● 第2節 行政法

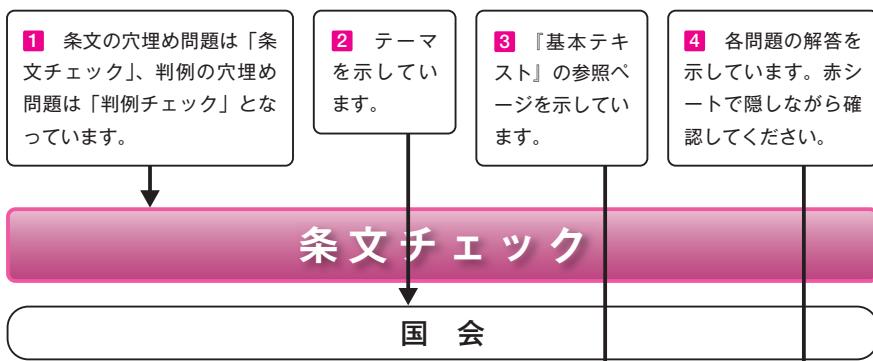
<b>問題1</b>	行政法の一般的な法理論（行政法の一般原則）	B	.....	224
<b>問題2</b>	行政法の一般的な法理論（行政主体）	B	.....	226
<b>問題3</b>	行政法の一般的な法理論（行政行為）	A	.....	228
<b>問題4</b>	行政法の一般的な法理論（行政裁量）	A	.....	230
<b>問題5</b>	行政法の一般的な法理論（行政立法）	A	.....	232
<b>問題6</b>	行政法の一般的な法理論（行政上の強制措置）	A	.....	234
<b>問題7</b>	行政手続法（申請に対する処分）	B	.....	236
<b>問題8</b>	行政不服審査法（不服申立ての類型）	B	.....	238
<b>問題9</b>	行政事件訴訟法（行政事件訴訟の類型）	A	.....	240
<b>問題10</b>	行政事件訴訟法（处分性）	A	.....	242
<b>問題11</b>	行政事件訴訟法（原告適格）	A	.....	244
<b>問題12</b>	行政事件訴訟法（訴えの利益）	A	.....	246
<b>問題13</b>	行政事件訴訟法（取消訴訟と審査請求の関係）	B	.....	248
<b>問題14</b>	行政事件訴訟法（取消訴訟の判決）	A	.....	250
<b>問題15</b>	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）	B	.....	252
<b>問題16</b>	行政事件訴訟法（当事者訴訟）	A	.....	254
<b>問題17</b>	行政事件訴訟法（仮の救済）	A	.....	256
<b>問題18</b>	行政事件訴訟法（教示）	B	.....	258
<b>問題19</b>	国家賠償法（2条）	B	.....	260
<b>問題20</b>	地方自治法（地方公共団体の種類）	C	.....	262

別冊答案用紙 ..... 別冊

# 本書の特長と使い方

本書は、初学者の人でも無理なく記述式対策を進めることができるように、  
＜基礎編＞から＜応用編＞へと進む2ステップ方式を採用しています。以下では、この2ステップ方式にのっとった効果的な学習法を紹介します。

## 1. <基礎編>で条文・判例知識を確認しよう！



### □□ 第41条 テキスト p.83

国会は、国權の〔①〕であつて、國の唯一の〔②〕である。

### □□ 第51条 テキスト p.89

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は〔③〕について、〔④〕で責任を問はれない。

### □□ 第54条 テキスト p.87

1 略

2 衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に〔⑤〕となる。但し、〔⑥〕は、國に緊急の必要があるときは、〔⑦〕を求めることができる。

3 略

### □□ 第56条 テキスト p.88

1 両議院は、各々その総議員の〔⑧〕の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

### 解答

①最高機関

②立法機関

③表決

④院外

⑤閉会

⑥内閣

⑦參議院の緊急集会

⑧3分の1以上

⑨過半数

## 2. <基礎編>の知識を使って<応用編>の問題を解いてみよう！

1 各問題のテーマを示しています。

2 各問題の難易度を示しています。

易…確実に正解したい基本的な問題

普…できれば正解したい合否を分けるレベルの問題

難…間違えても仕方ないといえる応用的な問題

3 本試験での出題可能性の高いものから順にA～Cのランクを付しています。

問題 1



難易度  
普

重要度  
B

### 行政法の一般的な法理論（行政行為）

以下に引用する農地法3条1項本文による農地の権利移転の許可は、行政法学上のある行為形式（行為類型）に属するものと解されている。その行為形式は、どのような名称で呼ばれ、どのような内容のものと説明されているか。40字程度で記述しなさい。

#### 農地法3条1項本文

農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。

(下書き用)	10	15



4 本試験ではほとんどの問題で15マス×3段（45字）の下書き用解答欄が設けられていますので、これを利用して解答を40字程度にまとめてください。

### 3. <応用編>の解説を読んで復習しよう！

1 配点されるキーワードをすべて盛り込み40字程度に簡潔にまとめた解答例を示しています。赤シートで隠しながら学習できます。

2 採点基準と配点を明記していますので、その場で自己採点をすることができます。

3 「基本テキスト」の参照ページを示しています。

4 解答を導くポイントは太字にしています。

解説

10	15
認可と呼ばれ、個人の法律行為を	
補充して、その法律上の効果を完	
成させると説明される。	(43字)

採点基準

- ①「認可と呼ばれ」 ..... 8点  
②「個人の法律行為を補充して」 ..... 6点  
③「その法律上の効果を完成させる行為」 ..... 6点

5 記述式について、模擬試験の採点に携わった経験に基づいて、間違いや誤りのポイント、落としてはいけないキーワード、許される別解など、採点者の目から見たアドバイスをしています。

地の権利移転の許可は、行政法学上の「認可」

テキスト p.151

法律行為を補充して、その法律上の効果を完

テキスト p.151



採点者の目

「認可」という名称は、専門用語ですので、別解はありません。他方で、「認可」の内容については、本によって若干表現が異なってきますので、大まかな内容が合っていれば点数がもらえるでしょう。なお、平成23年度問題44は「即時強制」という名称とその内容を記述させる問題であり、これについても同様のことがいえます。

**6** 多肢選択式について、問題の着眼点、問題を解く際に役立つテクニックなどを紹介しています。

### ポイント

本問の **□** のように、多肢選択式では「○○的」という語句が空欄となることが多いので、判例を読む際には「○○的」という語句に注意して読むくせをつけるとよいでしょう。

## 4. クリ返し学習しよう！

あとは、「本書の特長と使い方」の1～3をくり返して、記述式・多肢選択式を得点源にしていきましょう！ 1回目で解けなかったとしても、本試験までに解けるようになっていればよいのです。本書の問題は、いずれも今年の本試験での出題が予想される良問ばかりですので、<基礎編>で条文・判例知識の確認→<応用編>で記述式・多肢選択式の問題を解く、といった作業をくり返すことで、本書の問題を確実に解けるようにしておきましょう！

### ※ 別冊答案用紙の使い方

本書の下書き用解答欄を利用して解答を40字程度にまとめたら、別冊答案用紙に清書しましょう。

本試験でもそうですが、答案用紙の清書がきれいに書けていれば問題ありませんので、下書き用解答欄は、文字を挿入したり削除したりして、40字程度にまとまるよう調節するために使ってください（下書き用解答欄をいちいち消しゴムで消して書き直したりしていると、時間がどんどん経ってしまいますので、注意してください）。

別冊答案用紙を利用して、下書き用解答欄で40字程度に調節→答案用紙に清書、という本試験の流れを習得しておきましょう。

答案用紙はダウンロードもご利用いただけます。

TAC出版書籍販売サイト・サイバーブックストアにアクセスしてください。

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

# 合格革命シリーズの紹介と合格への道のり

以下では、「合格革命シリーズ」の内容とその効果的な使い方を紹介します（なお、書名と刊行時期は変更される場合があります）。各書籍の特長をよく理解して、効果的な学習をしてください。

## 2 『基本テキスト』

行政書士試験合格に必要な知識を厳選した上で、その知識を豊富な図表を使って整理していますので、これ1冊で行政書士試験合格に必要な知識がインプットできます。全ページカラーですから見やすいのはもちろん、「よくある質問」「引っかけ注意！」「受験テクニック」「記述対策」といった側注も充実しており、読んでいて飽きない工夫が満載です。



## 3 『基本問題集』

絶対に押さえておくべき重要過去問を中心に出題つつ、過去問では不十分なテーマについてはオリジナル問題で補充することで、出題範囲を網羅的に問題演習することができます。また、選択肢の1つ1つに『基本テキスト』の参照ページを付けていますので、簡単に復習することができ、『基本テキスト』の知識を定着させるのに最適です。

### 入門期

概要をマスター！

### 実力養成期

必要な知識を定着！

## 4 『肢別過去問集』

法令科目と情報通信・個人情報保護の過去問を1肢ごとに分解して、詳細な解説を掲載した、1問1答○×式の問題集です。過去問学習による知識の確認・定着に最適です。

## 5 『一問一答式出るとこ千問ノック』

『基本テキスト』の本文部分と基本項の側注（赤色部分）を素材として、1問1答○×式のオリジナル問題を1000問出題しています。コンパクトサイズで、いつでもどこでも択一式対策を進めることができます。また、全問オリジナル問題ですから、過去問だけでは物足りない、不安だという人にもお勧めです。

## 6 『40字記述式・多肢選択式問題集』

条文・判例の穴埋め問題で、記述式問題の素材となる条文・判例の文言を押さえていく＜基礎編＞から、本試験と同様に事例形式のオリジナル問題を出題している＜応用編＞へと進むようになっており、無理なく40字記述式対策が進められます。また、多肢選択式問題も掲載していますから、多肢選択式対策もこの1冊で万全です。

今ココ

## 7

### 『法改正と直前予想模試』

（2024年4月刊行）

3時間で60問という本試験と同様の実戦演習を3回分行うことができます。もちろん、ヤマ当ても十分に期待できます。また、行政書士試験はその年の4月1日現在施行されている法律に基づいて出題されますので、その時点で判明している法改正情報も掲載します。



# 出題論点一覧

## 40字記述式

### 【行政法】

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の出題論点は、以下のとおりです。

年 度	出題論点	問題44
平成26年度	地方自治法（公の施設）	
平成27年度	行政事件訴訟法（処分取消訴訟と裁決取消訴訟の関係）	
平成28年度	行政法の一般的な法理論（行政罰）	
平成29年度	行政法の一般的な法理論（行政上の強制執行）	
平成30年度	行政事件訴訟法（義務付け訴訟）	
令和元年度	行政手続法（処分等の求め）	
令和2年度	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟）	
令和3年度	行政手続法（行政指導）	
令和4年度	行政事件訴訟法（義務付け訴訟）	
令和5年度	行政事件訴訟法（差止め訴訟・仮の差止め）	

40字記述式の行政法は、行政事件訴訟法の出題が中心となっていますが、行政法の一般的な法理論、行政手続法、地方自治法からも出題されています（行政不服審査法、国家賠償法・損失補償からの出題はありません）。

行政事件訴訟法においては、いかなる訴訟を提起できるかといった訴訟選択の問題が多く出題されており、令和5年度には仮の救済の選択についても出題されました。そこで、訴訟類型について正確に理解し、いかなる場合にどの類型の訴訟を提起すべきかを整理して押さえておく必要があります。

行政手続法と地方自治法については、条文からの出題ですので、5肢択一式と同様に、条文を正確に押さえておく必要があります。

行政法の一般的な法理論は、行政代執行法くらいしか条文がありませんので、最高裁判所の判例や行政法上の専門用語が出題されています。

## 【民 法】

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の出題論点は、以下のとおりです。

年 度	出題論点	
	問題45	問題46
平成26年度	債権（詐害行為取消権）	債権（売買契約）
平成27年度	物権（占有権）	親族（実子）
平成28年度	債権（売買契約）	親族（離婚）
平成29年度	債権（債権譲渡）	債権（不法行為）
平成30年度	総則（行為能力）	債権（贈与契約）
令和元年度	物権（共有）	債権 (第三者のためにする契約)
令和2年度	総則（詐欺）	物権（背信的悪意者）
令和3年度	債権（債権譲渡）	債権（不法行為）
令和4年度	総則（無権代理）	債権（賃貸借契約）
令和5年度	物権（物上代位）	債権（請負契約）

40字記述式の民法は、債権からの出題が中心となっていますが、総則、物権からも出題されています。また、出題数は少ないですが、親族からの出題もあり、平成24年度には相続からの出題もありましたので、親族・相続といえども出題される可能性があります。

5肢択一式と同様に、事例式の出題がほとんどであり、「民法の規定および判例によれば」という形式で条文・判例に従って記述させる問題ばかりです。したがって、まずは条文・判例知識を満遍なくつけていき、その上で事例問題を解く訓練を積んでいく必要があります。

なお、40字記述式の民法では、似たような論点が繰り返し出題される傾向がありますので（例えば平成29年度と令和3年度はほぼ同じ内容を記述させる債権譲渡の問題が出題されています）、過去問はしっかりと押さえておきましょう。

## 多肢選択式

### 【憲 法】

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の出題論点は、以下のとおりです。

年 度	出題論点	問題41
平成26年度	統治（裁判所－砂川事件最高裁判決）	
平成27年度	人権（表現の自由－公立図書館の著作物に関する最高裁判決）	
平成28年度	人権（表現の自由－税関検査事件最高裁判決）	
平成29年度	人権（表現の自由－北方ジャーナル事件最高裁判決補足意見）	
平成30年度	人権（公務員の人権－堀越事件最高裁判決）	
令和元年度	人権（表現の自由－ＮＨＫ受信料に関する最高裁判決）	
令和2年度	人権（労働基本権－三井美唄事件最高裁判決）	
令和3年度	人権（人身の自由－裁判員制度に関する最高裁判決）	
令和4年度	統治（裁判所－地方議会の出席停止処分に関する最高裁判決補足意見）	
令和5年度	人権（表現の自由－北方ジャーナル事件最高裁判決）	

多肢選択式の憲法は、直近10年間はすべて最高裁判決からの出題であり、最高裁判決について、結論だけでなくその理由付けの部分からきちんと押さえることが必要です。なお、稀に補足意見からの出題もありますが、空欄の前後の文脈などから解答は可能であり、必ずしも全判例について補足意見まで押さえておくことを要求されているわけではありませんので、注意しましょう。

出題分野としては、人権からの出題がほとんどであり、中でも表現の自由からの出題が多くなっています。したがって、表現の自由に関する最高裁判決は、多肢選択式対策として要注意といえます。

統治の分野では、5肢択一式でも最高裁判決からの出題が多い裁判所からの出題が多くなっていますので、裁判所に関する最高裁判決も、しっかりと押さえておきましょう。

## 【行政法】

直近10年間（平成26年度～令和5年度）の出題論点は、以下のとおりです。

年 度	出題論点	
	問題42	問題43
平成 26年度	行政事件訴訟法（総合問題）	総合問題 (地方公務員法と地方自治法)
平成 27年度	行政手続法（行政指導）	行政手続法（建築確認の留保と行政指導に関する最高裁判決）
平成 28年度	行政手続法 (成田新法事件と行政手続)	行政事件訴訟法（無効等確認訴訟に関する最高裁判決）
平成 29年度	行政法の一般的な法理論 (行政立法)	国家賠償法（取消訴訟と国家賠償請求訴訟の関係に関する最高裁判決補足意見）
平成 30年度	行政法の一般的な法理論 (信義則に関する最高裁判決)	行政事件訴訟法 (取消し理由の制限)
令和 元年度	行政事件訴訟法 (行政事件訴訟の類型)	行政事件訴訟法 (訴えの利益に関する最高裁判決)
令和 2年度	行政手続法（行政指導）	国家賠償法 (1条に関する最高裁判決)
令和 3年度	行政法の一般的な法理論 (行政上の強制措置)	行政手続法 (理由の提示に関する最高裁判決)
令和 4年度	情報公開法 (開示請求、審査請求)	国家賠償法・損失補償 (国家補償の谷間)
令和 5年度	行政法の一般的な法理論 (公法と私法に関する最高裁判決)	行政事件訴訟法 (無効等確認訴訟、争点訴訟)

多肢選択式の行政法は、通常の文章から1問、最高裁判決から1問という出題の仕方が多くなっています。通常の文章からの出題は、行政法上の専門用語を問うものが多いので、多肢選択式対策としては、行政法上の専門用語と最高裁判決を押さえておくことが必要です。

出題分野としては、行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政事件訴訟法からの出題が多く、次いで国家賠償法からの出題が多くなっています。しかし、地方公務員法と地方自治法、情報公開法からの出題もありますので、行政法は満遍なく学習しておくことが必要です。

## 記述式Q&Aコーナー

記述式については、択一式と異なり、いまだ対策が確立していない受験生の方も多いのではないかと思います。そこで、このコーナーでは、受験生の多くが疑問に思うであろう点をQ&A形式で解説することにより、みなさんに記述式対策を確立していただきたいと思います。

なお、記述式（及び多肢選択式）の解き方については、『2024年度版 合格革命行政書士 基本問題集』の15ページ～18ページも参考にしてみてください。



記述式の勉強の仕方がわからないのですが、どうやって勉強すればいいんですか？



行政書士試験の記述式問題は、条文・判例の内容を記述させるものがほとんどですので、まずは条文・判例の文言を覚えることが必要です。しかし、条文・判例は無数にありますから、一から全部覚えていこうとすると、途端に破綻してしまいます。そこで、本書の＜基礎編＞を利用して、条文・判例を覚えるようにするとよいでしょう。次に、行政書士試験の記述式問題は、事例を素材としたものがほとんどですので、本書の＜応用編＞や『2024年度版 合格革命行政書士 基本問題集』『2024年度版 合格革命 行政書士 法改正と直前予想模試』で事例問題を解く訓練を積むことが必要です。このように、条文・判例のインプットと事例問題でのアウトプットを繰り返すことが、記述式問題を解くために必要な勉強です。



条文・判例の文言を一字一句正確に覚えて記述しないと点数がもらえないんですか？



基本的には、条文・判例と異なる言回しを用いても、内容が合っていれば点数はもらえます。しかし、法律用語（日常生活では使わない用語）の部分だけは、一字一句正確に記述する必要があります。例えば、「不法行為」という法律用語を「不正行為」と記述したら、点数はもらえません。そこで、解答を作成する際には、法律用語だけは正確に記述することを意識してみてください。



40字程度というのは結構長いと思うんですが、1か所でも間違いたらその問題は0点になってしまうんですか？



そんなことはありません。公式には明言されていませんが、行政書士試験の記述式問題は、いくつかのキーワードにそれぞれ配点する部分点方式を採用していますので、1か所間違えたとしても他の部分の点数はもらえます。



条文・判例には漢字が多く出ていますが、私は昔から漢字が苦手でなかなか覚えられません。漢字を間違えても内容が合っていれば点数をもらえますか？



残念ですが、漢字を間違えるとその部分の点数はもらえません。そこで、漢字を覚えるのも勉強のうちと割り切ってください。なお、あまりに多用すると印象が悪くなってしまいますが、1か所くらいであれば、漢字がわからない部分をひらがなで記述するというのも戦略として有効です。



うっかり登場人物を勘違いして答案を作成してしまったんですが、この場合どうなるんですか？



残念ですが、その問題は0点となる可能性が極めて高いです。そこで、事例問題の場合は、簡単な図を書いて登場人物の関係をしっかりと把握し、絶対に登場人物を間違えないようにしてください。なお、図の書き方については、『2024年度版 合格革命 行政書士 基本問題集』の14ページを参考にしてください。



解答を45字でまとめられず、マスをはみ出して答案を作成してしまったんですが、この場合どうなるんですか？



公式には明言されていませんが、過去の受験生の答案を見ていると、減点はされているようです（0点にはなっていませんでしたが）。ですから、本書で解答を45字以内にまとめる訓練をしっかりと行ってください。



行政書士試験の記述式では、今のところ行政法と民法からしか出題がないようですが、他の科目から出題されることはないんですか？



行政書士試験の記述式は、平成18年度から令和5年度まで一貫して行政法1問、民法2問といった出題数になっており、これは今後も変わらないでしょう（試験制度自体が変われば話は別ですが）。択一式の出題数や試験委員の数からいっても、試験委員が行政法と民法を重視しているのは明白だからです。



行政法といっても範囲が広いと思うんですが、どこを重点的に学習すればいいんですか？



記述式の行政法では、平成23年・平成28年・平成29年に行政法の一般的な法理論、平成19年・令和元年・令和3年に行政手続法、平成26年に地方自治法から出題されたほかは、すべて行政事件訴訟法から出題されています（平成18年・平成20年・平成21年・平成22年・平成24年・平成25年・平成27年・平成30年・令和2年・令和4年・令和5年が行政事件訴訟法からの出題です）。そこで、行政事件訴訟法を重点的に学習すべきといえます。ただし、択一式の勉強になりますので、本書に掲載されている問題については、行政事件訴訟法以外についても学習しておくことをお勧めします。記述式は1問20点と配点が大きいので、ヤマを張りすぎるのは危険といえるでしょう。



<応用編>の問題が解けなかった場合、どのように復習をすればいいんですか？



まずは、問題が解けなかった原因が、①どの条文・判例を書けばよいかわからなかった、②どの条文・判例を書けばよいかはわかったが、その条文・判例を覚えていなかった、のどちらにあるかを分析してください。そして、①の場合は、解説を読みながら、問題文のどこに着目すれば書くべき条文・判例を選択することができたのかをしっかり確認してください（記述式問題は、問題文中に書くべき条文・判例を示すヒントが必ず存在します）。他方、②の場合は、単なる知識不足ですから、<基礎編>をもう一度やり直してください。なお、条文・判例を覚えていたのに解答をうまくまとめられなかつたという人は、『2024年度版 合格革命 行政書士 基本問題集』の16～18ページに記載されている記述式の解き方を見ながら、本書で解答をまとめる訓練をしていくとよいでしょう。



インターネット上の掲示板などでは、どのような答案を書いて何点もらえたかといった議論が盛んなようですが、そのような情報も詳細に検討したほうがいいんですか？



そのような議論はまったく無意味です。なぜなら、どの部分に何点を配点するかは、すべて試験委員の裁量に委ねられており、事前に予測することは不可能だからです（受験生の出来によって採点基準を変更している可能性もあります）。受験生のみなさんは、このような情報に惑わされることなく、本書で着実に学習していってください。



記述式問題を解いていると時間がどんどん経ってしまい、本試験や模擬試験でいつも時間が足りなくなってしまうんですが、普段から早く解く訓練をしておいたほうがいいんですか？



記述式問題は、何が問われているかを把握し、下書き用のマスに解答を記述し、それを45マスにおさまるようまとめ、答案用紙に清書するというように、多くの作業が必要となりますので、時間がかかるのはある意味当然です。そこで、無理して早く解く訓練をするのではなく（無理をすると配点の高い記述式で大量失点のおそれがあります）、択一知識を正確にし、択一式の○×判断で迷って時間を浪費することのないようにするのがよいでしょう。いわば逆転の発想ですが、時間は記述式ではなく択一式で縮めるのです。

# 第 1 部

## 基礎編

記述式問題の素材となる条文・判例の文言をそれぞれ「条文チェック」と「判例チェック」で確認することができます。

- 第1章 憲 法
- 第2章 行政法
- 第3章 民 法

# 憲法

## 条文チェック

### 国会

第41条 テキスト p.83

国会は、国權の〔①〕であつて、國の唯一の  
〔②〕である。

第51条 テキスト p.89

両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は  
〔③〕について、〔④〕で責任を問はれない。

第54条 テキスト p.87

1 略

2 衆議院が解散されたときは、參議院は、同時に  
〔⑤〕となる。但し、〔⑥〕は、國に緊急の  
必要があるときは、〔⑦〕を求めることができる。

3 略

第56条 テキスト p.88

1 両議院は、各々その総議員の〔⑧〕の出席がな  
ければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除  
いては、出席議員の〔⑨〕でこれを決し、可否同  
数のときは、〔⑩〕の決するところによる。

第58条 テキスト p.91

1 略

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律  
に関する〔⑪〕を定め、又、院内の秩序をみだし  
た議員を〔⑫〕することができる。但し、議員を  
除名するには、出席議員の〔⑬〕の多数による議

### 解答

①最高機関

②立法機関

③表決

④院外

⑤閉会

⑥内閣

⑦参議院の緊  
急集会

⑧3分の1以上

⑨過半数

⑩議長

⑪規則

⑫懲罰

⑬3分の2以上

決を必要とする。

## 内閣

### 解 答

- ①首長
- ②文民
- ③連帯して

④衆議院

⑤10日

⑥総辞職

⑦内閣総理大臣

⑧衆議院議員  
総選挙

⑨議案

⑩指揮監督

#### 第66条

テキスト p.92、94

- 1 内閣は、法律の定めるところにより、その〔①〕たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
- 2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、〔②〕でなければならない。
- 3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し〔③〕責任を負ふ。

#### 第69条

テキスト p.93

内閣は、〔④〕で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、〔⑤〕以内に〔④〕が解散されない限り、〔⑥〕をしなければならない。

#### 第70条

テキスト p.93

〔⑦〕が欠けたとき、又は〔⑧〕の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

#### 第72条

テキスト p.96

内閣総理大臣は、内閣を代表して〔⑨〕を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を〔⑩〕する。

## 裁判所

### 解 答

①司法権

#### 第76条

テキスト p.98、102、104

- 1 すべて〔①〕は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 〔②〕は、これを設置することができない。行政機関は、〔③〕として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その〔④〕に従ひ〔⑤〕してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

- ②特別裁判所
- ③終審
- ④良心
- ⑤独立

□□ 第78条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.104、105

裁判官は、裁判により、〔⑥〕のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、〔⑦〕によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、〔⑧〕がこれを行ふことはできない。

- ⑥心身の故障
- ⑦公の彈劾
- ⑧行政機関

□□ 第79条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.102、103

1 略

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる〔⑨〕の際国民の〔⑩〕に付し、その後〔⑪〕を経過した後初めて行はれる〔⑨〕の際更に〔⑩〕に付し、その後も同様とする。

- ⑨衆議院議員
- ⑩選挙
- ⑪審査
- ⑫10年

3～6 略

□□ 第82条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.110

1 略

2 裁判所が、裁判官の〔⑫〕で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、〔⑬〕は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、〔⑭〕、出版に関する犯罪又はこの憲法第3章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の〔⑯〕は、常にこれを公開しなければならない。

- ⑫全員一致
- ⑬対審
- ⑭政治犯罪

## 財 政

□□ 第86条 ━━━━━━━━━━━━━━━━ テキスト p.114

〔①〕は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け〔②〕を経なければならない。

- ①内閣
- ②議決

**□□ 第87条**

テキスト p.114

- 1 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて〔③〕を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。
- 2 すべて〔③〕の支出については、内閣は、事後に〔④〕を得なければならない。

**□□ 第89条**

テキスト p.113

- 公金その他の公の財産は、〔⑤〕上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は〔⑥〕に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**□□ 第90条**

テキスト p.115

- 1 国の収入支出の決算は、すべて毎年〔⑦〕がこれを検査し、〔⑧〕は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
- 2 略

**憲法改正****解 答****□□ 第96条**

テキスト p.117, 118

- 1 この憲法の改正は、各議院の総議員の〔①〕の賛成で、国会が、これを〔②〕し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その〔③〕の賛成を必要とする。
- 2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、〔④〕の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを〔⑤〕する。

# 判例チェック

## 人権総論

### □□ 八幡製鉄事件（最大判昭45.6.24）—— テキスト p.17

憲法上の選挙権その他のいわゆる〔①〕が自然人たる国民にのみ認められたものであることは、所論のとおりである。しかし、会社が、納税の義務を有し自然人たる国民とひとしく国税等の負担に任ずるものである以上、納税者たる立場において、国や地方公共団体の施策に対し、意見の表明その他の行動に出たとしても、これを禁圧すべき理由はない。のみならず、憲法第3章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、内国のみ〔②〕にも適用されるものと解すべきであるから、会社は、自然人たる国民と同様、国や〔③〕の特定の政策を支持、推進したまは反対するなどの政治的行為をなす自由を有するのである。

### □□ マクリーン事件（最大判昭53.10.4）—— テキスト p.18

憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、〔④〕上日本国民のみをその対象としていると解されているものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり、〔⑤〕の自由についても、わが国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることができないと解されるものを除き、その保障が及ぶものと解するものが相当である。

### □□ 外国人の地方選挙権（最判平7.2.28）—— テキスト p.19、20

〔⑥〕の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の〔⑦〕の不可欠の要素をなすものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「〔⑧〕」とは、地方公共団体の区域

## 解 答

- ①参政権
- ②法人
- ③政党

- ④権利の性質
- ⑤政治活動

- ⑥国民主権
- ⑦統治機構
- ⑧住民

## ⑨選挙

内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の〔⑨〕の権利を保障したものということはできない。

## 幸福追求権及び法の下の平等

## 解 答

- ①幸福追求
- ②公共の福祉
- ③肖像権

- ④名誉
- ⑤法律上の保護に値する
- ⑥軽重
- ⑦公権力の違法な行使

## □□ 京都府学連事件（最大判昭44.12.24）——テキスト p.28

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び〔①〕に対する国民の権利については、〔②〕に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているのであって、これは、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができる。そして、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（以下「容ぼう等」という。）を撮影されない自由を有するものというべきである。これを〔③〕と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。

## □□ 前科照会事件（最判昭56.4.14）——テキスト p.28, 29

前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の〔④〕、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという〔⑤〕利益を有するのであって、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。…市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、〔⑥〕を問わず、前科等のすべてを報告することは、〔⑦〕にあたると解するのが相当

である。

□□ 非嫡出子の相続分（最大決平25.9.4）—— テキスト p.35、36

〔⑧〕という制度自体は我が国に定着しているとしても、…認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が〔⑨〕関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を〔⑩〕として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものということができる。以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の〔⑪〕を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する〔⑫〕な根拠は失われていたというべきである。

⑧法律婚

⑨婚姻

⑩個人

⑪裁量権

⑫合理的

### 精神的自由権

□□ 謝罪広告強制事件（最大判昭31.7.4）—— テキスト p.40、41

謝罪広告を命ずる判決にもその内容上、これを新聞紙に掲載することが謝罪者の意思決定に委ねるを相当とし、これを命ずる場合の執行も債務者の意思のみに係る不代替作為として…〔①〕によるを相当とするものもあるべく、時にはこれを強制することが債務者の人格を無視し著しくその〔②〕を毀損し意思決定の自由乃至〔③〕の自由を不当に制限することとなり、いわゆる強制執行に適さない場合に該当することもありうるであろうけれど、単に事態の真相を告白し〔④〕を表明するに止まる程度のものにあっては、これが強制執行も代替作為として民訴…の手続によることを得るものといわなければならない。

### 解 答

①間接強制

②名誉

③良心

④陳謝の意

**□□ 津地鎮祭事件（最大判昭52.7.13）**

テキスト p.44

- ⑤制度的保障
- ⑥間接的
- ⑦相当
- ⑧目的
- ⑨効果

元来、政教分離規定は、いわゆる〔⑤〕の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、〔⑥〕に信教の自由の保障を確保しようとするものである。…憲法20条3項…にいう宗教的活動とは、…およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう〔⑦〕とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の〔⑧〕が宗教的意義をもち、その〔⑨〕が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。

**□□ 博多駅事件（最大決昭44.11.26）**

テキスト p.47

- ⑩民主主義
- ⑪知る権利
- ⑫取材

報道機関の報道は、〔⑩〕社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「〔⑪〕」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための〔⑫〕の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。

**□□ 税関検査事件（最大判昭59.12.12）**

テキスト p.53

- ⑬行政権
- ⑭思想内容
- ⑮網羅的

憲法21条2項にいう「検閲」とは、〔⑯〕が主体となって、〔⑰〕等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき〔⑱〕一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。

## □□ ポポロ事件（最大判昭38.5.22）————テキスト p.57, 58

憲法23条…の学問の自由は、〔⑯〕の自由とその〔⑰〕の自由とを含むものであって、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、〔⑯〕が学術の中心として深く真理を探求することを本質とすることにかんがみて、特に〔⑯〕におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。

⑯学問的研究

⑰研究結果の

発表

⑯大学

## 経済的自由権

## □□ 小売市場事件（最大判昭47.11.22）————テキスト p.59, 60

〔憲法22条1項〕に基づく個人の経済活動に対する法的規制は、個人の自由な経済活動からもたらされる諸々の弊害が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができないような場合に、〔①〕に、かような弊害を除去ないし緩和するために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるべきことはいうまでもない。のみならず、憲法の他の条項をあわせ考察すると、憲法は、全体として、〔②〕理想のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる〔③〕を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を要請していることは明らかである。

## 解 答

①消極的

②福祉国家的

③生存権

## □□ 薬局距離制限事件（最大判昭50.4.30）————テキスト p.60, 61

一般に〔④〕は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の〔⑤〕の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定しうるためにには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理

④許可制

⑤選択

- ⑥積極的  
⑦警察的

的な措置であることを要し、また、それが社会政策ないしは経済政策上の〔⑥〕な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、〔⑦〕措置である場合には、〔④〕に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する…。

□□ 森林法共有林事件（最大判昭62.4.22）——テキスト p.63

- ⑧内在  
⑨積極的  
⑩消極的  
⑪公共の福祉

財産権は、それ自体に〔⑧〕する制約があるほか、右のとおり立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、財産権の種類、性質等が多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の〔⑨〕なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の〔⑩〕なものに至るまで多岐にわたるため、種々様々でありうるのである。したがって、…立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たものとはいえないものとして〔⑪〕に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が〔⑪〕に合致するものであっても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、当該規制立法…の効力を否定することができる…。

## 人身の自由

### 解 答

- ①財産権

□□ 第三者所有物没収事件（最大判昭37.11.28）——テキスト p.66

憲法29条1項は、〔①〕は、これを侵してはならな

## ■執筆者 プロフィール



豊泉 裕隆（とよいづみ ひろたか）

昭和55年埼玉県生まれ。

平成14年早稲田大学法学部卒。

平成14年行政書士試験合格。

平成23年司法試験予備試験合格。

平成24年司法試験合格。

平成25年12月弁護士登録（埼玉弁護士会所属）。

平成26年3月埼玉県和光市に豊泉法律事務所を開設。

実務の傍ら、平成15年から、司法試験・行政書士試験・公務員試験の教材作成や書籍出版、答案の採点などに携わり現在に至る。

主な著作として、『司法試験・予備試験 逐条テキスト』シリーズ、『合格革命 行政書士』シリーズ、『プロ必携 平成26年改正会社法 逐条完全解説』〔監修〕（以上、早稲田経営出版）、『公務員試験論文答案集 専門記述 憲法』（TAC出版）などがある。

2024年度版

合格革命 行政書士 40字記述式・多肢選択式問題集

発行日 2024年2月20日

初版発行

編著者 行政書士試験研究会

発行者 猪野 樹

発行所 株式会社 早稲田経営出版

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5

神田三崎町ビル

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9027

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© Waseda keiei syuppan 2024

管理コード w5108P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。